

議案第60号

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成30年9月11日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）及び法第29条第1項に規定する地域型保育を行うものとして確認を受けた事業者が行う特定地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）並びに清水町立保育所及び清水町認定こども園において実施する事業に係る利用者の負担に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号認定子ども 法第19条第1項第1号に掲げる子どもをいう。
- (2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる子どもをいう。
- (3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる子どもをいう。
- (4) 保育料 法第27条第3項第2号、法第28条第2項各号、法第29条第3項第2号及び法第30条第2項各号の規定により定める利用者負担額をいう。
- (5) 時間外保育料 清水町保育所条例（昭和38年清水町条例第24号。以下「保育所条例」という。）第5条及び清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成 年清水町条例第 号。以下「認定こども園条例」という。）第5条に規定する時間外保育事業に係る保育料をいう。
- (6) 一時保育料 保育所条例第6条及び認定こども園条例第6条に規定する一時保育事業に係る保育料をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(保育料)

第3条 1号認定子どもに係る保育料は、別表1に定める額とする。ただし、町が支給認定を行った子どもが清水町立清水幼稚園に入園する場合には、清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例（昭和57年清水町条例第16号）を適用する。

2 2号認定子ども及び3号認定子どもに係る保育料は、別表2に定める額とする。

3 前2項の規定は、他市町村（特別区を含む。次項において同じに。）に所在する

特定教育・保育施設に入所及び特定地域型保育を受ける場合にも適用する。

- 4 他市町村に居住する子どもが本町の特定教育・保育施設に入所及び特定地域型保育を受ける場合は、他市町村が定めた額を適用するものとする。

(時間外保育料)

第4条 時間外保育料は、子ども1人30分につき150円とする。

(一時保育料)

第5条 一時保育料は、子ども1人1時間につき300円とする。

(保育料、時間外保育料及び一時保育料の納付)

第6条 保育料、時間外保育料及び一時保育料(以下「保育料等」という。)は、町長の指定する期日までに納付しなければならない。

(保育料等の免除)

第7条 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等が同一の世帯に2人以上いる場合は、年齢の最も高い子ども以外の子どもの保育料については全額を免除する。ただし、第3条第4項に規定する子どもに係る保育料は除く。

- 2 保育所条例第5条及び認定こども園条例第5条に規定する時間外保育を利用する世帯並びに保育所条例第6条及び認定こども園条例第6条に規定する一時保育事業を利用する世帯が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯(当該年度の4月1日から8月31日までの間にあっては前年度分、9月1日から翌年3月31日までの間にあっては当該年度分)に該当する場合は全額を免除する。

- 3 町長は、前2項のほか特別の事情があると認めるときは、保育料等の一部又は全部を免除することができる。ただし、第3条第4項に規定する子どもに係る保育料は除く。

(保育料等の不還付)

第8条 既に納付した保育料等は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(保育料の滞納に関する措置)

第9条 町長は、保育料の督促状の指定期限を経過したのちにおいても当該保育料の納入義務者が滞納している場合には、当該児童の登所・登園の停止又は退所・退園を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

階層区分	定義	保育料 (月額)
1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む。)	0円
2	1階層を除き市町村民税の所得割課税額が非課税世帯	3,000円
3	1階層を除き市町村民税の所得割課税額が課税世帯	9,200円

備考

1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる児 (者) を有する世帯

ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱 (昭和48年厚生省発児第156号) に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号) に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法 (昭和34年法律第141号) に定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者

(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認める世帯

階層区分	定義	保育料 (月額)
2	市町村民税の所得割課税額が非課税世帯	0円
3	市町村民税の所得割課税額が課税世帯	3,000円

2 この表における「市町村民税」とは、4月から8月分までの保育料においては前年度分の市町村民税額、9月から3月分までの保育料においては当該

年度分の市町村民税額とする。

- 3 町長が別に定める保育料算定のための必要書類が未提出の場合は、市町村民税所得割合算額が最高額の区分に属するものと推定して、3階層に決定することができる。
- 4 児童が月の途中に入所又は退所した場合は、別表1又は別表1備考1に定める額に当該月の在籍日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。

別表2（第3条関係）

各月初日の入所児童の属する階層区分		保育料（月額）			
階層区分	定義	保育標準時間 認定子ども		保育短時間 認定子ども	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	0円	0円	0円	0円
2	1階層を除き市町村民税が非課税の世帯	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
3	1階層、2階層を除き市町村民税の所得割課税額が48,600円未満の世帯	10,000円	7,500円	9,800円	7,300円
4	市町村民税の所得割課税額が48,600円以上67,000円未満の世帯	17,000円	12,000円	16,700円	11,700円
5	市町村民税の所得割課税額が67,000円以上97,000円未満の世帯	23,000円	15,000円	22,600円	14,700円
6	市町村民税の所得割課税額が97,000円以上140,000円未満の世帯	32,000円	20,000円	31,400円	19,600円
7	市町村民税の所得割課税額が140,000円以上169,000円未満の世帯	40,000円	25,000円	39,300円	24,500円
8	市町村民税の所得割課税額が169,000円以上254,000円未満の世帯	48,000円	30,000円	47,100円	29,400円
9	市町村民税の所得割課税額が254,000円以上301,000円未満の世帯	56,000円	35,000円	55,000円	34,400円
10	市町村民税の所得割課税額が301,000円以上の世帯	64,000円	40,000円	62,900円	39,300円

備考

- 1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童

を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる児(者)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

各月初日の入所児童の属する階層区分		保育料 (月額)			
階層区分	定義	保育標準時間 認定子ども		保育短時間 認定子ども	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
2	市町村民税が非課税の世帯	0円	0円	0円	0円
3	2階層を除き市町村民税の所得割課税額が48,600円未満の世帯	3,500円	2,500円	3,400円	2,450円
4	市町村民税の所得割課税額が48,600円以上67,000円未満の世帯	6,000円	4,100円	5,800円	4,000円
5	市町村民税の所得割課税額が67,000円以上97,000円未満の世帯	8,000円	5,000円	7,800円	4,900円
6	市町村民税の所得割課税額が97,000円以上140,000円未満の世帯	16,000円	10,000円	15,700円	9,800円
7	市町村民税の所得割課税額が140,000円以上169,000円未満の世帯	20,000円	12,500円	19,650円	12,250円
8	市町村民税の所得割課税額が169,000円以上254,000円未満の世帯	24,000円	15,000円	23,550円	12,450円
9	市町村民税の所得割課税額が254,000円以上301,000円未満の世帯	28,000円	17,500円	27,500円	17,200円
10	市町村民税の所得割課税額が301,000円以上の世帯	32,000円	20,000円	31,450円	19,650円

2 この表における「市町村民税」とは、4月から8月分までの保育料においては前年度分の市町村民税額、9月から3月分までの保育料においては当該年度分の市町村民税額とする。

3 町長が別に定める保育料算定のための必要書類が未提出の場合は、市町村民税所得割合算額が最高額の区分に属するものと推定して、10階層に決定す

ることができる。

- 4 この表において「3歳未満児」とは、特定教育・保育等を受けた日の属する月の初日の前日において3歳に達していない子どもをいい、「3歳以上児」とは、特定教育・保育等を受けた日の属する月の初日の前日において3歳に達している子どもをいう。
- 5 この表において「保育標準時間認定子ども」とは、清水町子どものための教育・保育の支給認定に関する規則（平成27年清水町規則第2号。以下「支給認定規則」という。）第5条第1項第1号の保育必要量の認定を受けた子どもをいう。
- 6 この表において「保育短時間認定子ども」とは、支給認定規則第5条第1項第2号の保育必要量の認定を受けた子どもをいう。
- 7 児童が月の途中に入所又は退所した場合は、別表2又は別表2備考1に定める額に当該月の在籍日数（25日を超える場合は、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。